

Web会議システムの概要

1 Web会議システムについて

Web会議システム名	WebEx（ウェブイーエックス）
利用環境	<ul style="list-style-type: none">・インターネットへの接続環境・パソコン（カメラ・マイク必要）又はタブレット端末（無料アプリのインストールが必要）

2 Web会議システムの機能

- (1) カメラ・マイクを用いて、お互いに顔を合わせたコミュニケーション
- (2) 資料、デスクトップ画面の共有
- (3) 会議参加者とのテキスト会話（チャット）
- (4) ホワイトボードの利用
- (5) 会議の動画・音声の録画

ウェブ会議システム等の利用による技術委員会への出席について

1 現行の条例等の規定

○長野県環境影響評価条例

(会議)

第37条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 技術委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 技術委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○長野県環境影響評価技術委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県環境影響評価条例及び同施行規則に定めるところによる他、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が技術委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公開情報について審議するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

(会議の傍聴)

第2条の2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）が会議場に入室するときは、会議の受付で住所及び氏名の記入をするものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 議長は、会議の円滑な運用を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務職員に指示させることができる。

(会議録)

第3条 技術委員会は、会議の概要を記録した会議録を作成するものとする。

2 会議録には、議長が署名するものとする。

3 会議録は、長野県情報公開条例第7条各号に掲げる情報を除いて、公開するものとする。

(意見書提出)

第4条 会議を欠席する委員又は専門委員は、会議の議題に関する意見を書面により委員長に提出することができる。

(部会への準用)

第5条 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。

(技術委員会の庶務)

第6条 技術委員会及び部会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

2 「出席」の解釈

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の例

第15条 (略)

2 (略)

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二～八 (略)

⇒○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、「出席」は定義・説明されていない。

○テレビ会議や電話会議のように、出席者間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、会議の会場にいなくても出席者として取り扱うことができると解釈されている。

○会社法の株主総会も同様。

3 規定の整理

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の取扱いから解釈すると、県環境影響評価技術委員会の会議についても、テレビ会議等を利用した意見交換の方法でも出席が認められると考える。このとき、必ずしも「出席」にテレビ会議等を利用した方法が含まれるように定義する必要はない(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律も会社法も「出席」の内容を説明する規定は置いていない。)が、要領等に規定する場合、次のような長野県環境影響評価技術委員会運営要領の改正が考えられる。

※下線部が改正箇所

《改正案1》一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の例をもとに会議録の内容を整理
(会議録)

第3条 技術委員会は、会議の概要を記録した会議録を作成するものとする。

2 会議が開催された場所に存しない委員がウェブ会議システム等の利用により会議に出席した場合には、当該出席の方法を会議録に記載するものとする。

~~3~~ 会議録には、議長が署名するものとする。

~~4~~ 会議録は、長野県情報公開条例第7条各号に掲げる情報を除いて、公開するものとする。

《改正案2》ウェブ会議システム等の利用に関する条を新設
(ウェブ会議システム等の利用)

第0条 会議が開催された場所に存しない委員がウェブ会議システム等の利用により当該会議に出席する場合には、当該会議に出席する各委員の音声及び映像が即時的かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明が行える環境を確保したうえで、審議に入るものとする。